

税理士 西村太一の



経営に役立つ税の話

2020.11.6

©2020 アンビシャス税理士法人

税理士 西村太一の紹介

国税局OB

- ・ 税務一筋40年！
- ・ 税務署長、東京国税局、及び大阪国税局特別国税調査官を歴任。
- ・ 中小企業から日本を代表する超大規模法人まで数多くを調査。



アンビシャス税理士法人代表社員の一人

- ・ 2019.11～アンビシャス税理士法人へ

©2020 アンビシャス税理士法人

本日のテーマは...

コロナ関連の取扱いと年末調整

©2020 アンビシャス税理士法人

1 新型コロナ禍での各種取引に係る税務上の取り扱い

質問

新型コロナ禍による経済対策と税務上の注意点は？

©2020 アンビシャス税理士法人

1 新型コロナ禍での各種取引に係る 税務上の取り扱い

各種給付金・助成金の税務上の取り扱い

課税・非課税の取り扱い

国等の経済対策等の取り扱い

緊急経済対策等の概要の再確認

具体的な事例

- ・企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取り扱い
- ・賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合
- ・業績が悪化（悪化が見込まれる）場合に行う役員給与の減額

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

©2020 アンビシヤス税理士法人

メモ欄

©2020 アンビシヤス税理士法人

<参考>1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

非課税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条） <p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法 4 条一） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条二） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品（所得税法 9 条①十五） ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条①十七） ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け） <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

メモ欄

<参考>2 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

（新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。）

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条） ・生活保護の保護金品（生活保護法 57 条） ・児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条） ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条） <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 8①一） ・子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 8①二） ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 8①三） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <p>○学資として支給される金品（所得税法 9 条①十五）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都認証保育所の保育料助成金
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまい給付金 ・地域振興券 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

メモ欄



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ 公的な支援施策等について【京都府】

資金繰り

新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1ヵ月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方で、特定の要件を満たせば、無担保、実質無利子にて融資

- 融資上限額:4,000万円(国民生活事業)
2億円(中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

危機対応業務・特定投資業務（政投銀）

危機対応業務では、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等に際して、指定金融機関(商工組合中央金庫、日本政策投資銀行)を通じ、事業者へ資金の貸付等を行う。

また、特定投資業務において、大企業と中小企業を救済する資本支援の仕組みを政投銀に創設。

【窓口】商工組合中央金庫:0120-542-711
日本政策投資銀行:0120-598-600

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合、特定の要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。

- 融資上限額:4,000万円

【窓口】お取引のある、またはお近くの金融機関

信用保証

中小企業者が金融機関から資金を借り入れる際、信用保証協会が保証人となることで、中小企業者の資金繰りを支援。

- 一般保証:借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証

(4号、5号を合わせ、最大2.8億円。一般と別枠。)

4号:幅広い業種で影響がある地域で借入債務の100%を保証

5号:特に重大な影響がある業種に借入債務の80%を保証

- 危機関連保証:危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】京都信用保証協会(相談窓口):075-354-1011

給付金・補助金

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対しての、事業全般に広く使える給付金。

- 給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人)

【窓口】持続化給付金事業コールセンター:0120-115-570

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため、地代・家賃(最大半年分)の負担軽減を目的とした、テナント事業者への給付金。

- 給付上限額:50万円/月(個人)、100万円/月(法人)

【窓口】家賃支援給付金コールセンター:0120-653-930

休業要請対象事業者支援給付金

京都府が行った、施設の休止及び営業時間の短縮要請や協力依頼に協力した中小企業・団体及び個人事業主に対して、給付金を支給。

- 支給額:中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

【窓口】京都府休業要請対象事業者支援給付金
コールセンター:075-706-1300

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が行う新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等を支援

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は1,050万円)

【窓口】ものづくり補助金事務局:050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は150万円)

【窓口】全国商工会連合会(03-6670-2540)
日本商工会議所(03-6447-2389)

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が行うITツール導入による業務効率化等を支援

- 補助率上限:2/3,3/4(補助額は、30~450万円)

【窓口】サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター:0570-666-424

労働者の休業等

雇用調整助成金の特例措置の拡大

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:4/5(中小企業)、2/3(大企業)、一定の要件を満たす場合10/10

- 支給額:1日あたり15,000円(9月までの特例)

【窓口】京都労働局助成金センター:075-241-3269

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限:1日あたり11,000円×休業実績(日数)
- 【窓口】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター:0120-221-276

社会保険料及び国税の納付の猶予制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

厚生年金保険

厚生年金保険料を納付することで、事業継続が困難になる等の要件に該当する場合、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所

国税

国税を納付することが困難な場合に、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】国税局猶予相談センター:0120-527-363

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ 公的な支援施策等について【滋賀県】

資金繰り

新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1ヵ月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方で、特定の要件を満たせば、無担保、実質無利子にて融資

- 融資上限額:4,000万円(国民生活事業)
2億円(中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

危機対応業務・特定投資業務（政投銀）

危機対応業務では、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等に際して、指定金融機関(商工組合中央金庫、日本政策投資銀行)を通じ、事業者へ資金の貸付等を行う。

また、特定投資業務において、大企業と中小企業を救済する資本支援の仕組みを政投銀に創設。

【窓口】商工組合中央金庫:0120-542-711
日本政策投資銀行:0120-598-600

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合、特定の要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。

- 融資上限額:4,000万円

【窓口】お取引のある、またはお近くの金融機関

信用保証

中小企業者が金融機関から資金を借り入れる際、信用保証協会が保証人となることで、中小企業者の資金繰りを支援。

- 一般保証:借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証

(4号、5号を合わせ、最大2.8億円。一般と別枠。)

4号:幅広い業種で影響がある地域で借入債務の100%を保証

5号:特に重大な影響がある業種に借入債務の80%を保証

- 危機関連保証:危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】滋賀県信用保証協会(相談窓口):077-511-1321

給付金・補助金

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対しての、事業全般に広く使える給付金。

- 給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人)

【窓口】持続化給付金事業コールセンター:0120-115-570

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため、地代・家賃(最大半年分)の負担軽減を目的とした、テナント事業者への給付金。

- 給付上限額:50万円/月(個人)、100万円/月(法人)

【窓口】家賃支援給付金コールセンター:0120-653-930

新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金

原則として4月25日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等に支給。

- 支給額:中小企業20万円、個人事業主10万円

【窓口】滋賀県緊急事態措置コールセンター
077-528-1344

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が行う新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等を支援

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は1,050万円)

【窓口】ものづくり補助金事務局:050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は150万円)

【窓口】全国商工会連合会(03-6670-2540)
日本商工会議所(03-6447-2389)

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が行うITツール導入による業務効率化等を支援

- 補助率上限:2/3,3/4(補助額は、30～450万円)

【窓口】サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター:0570-666-424

労働者の休業等

雇用調整助成金の特例措置の拡大

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:4/5(中小企業)、2/3(大企業)、一定の要件を満たす場合10/10

- 支給額:1日あたり15,000円(9月までの特例)

【窓口】滋賀労働局助成金コーナー:077-526-8251

新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限:1日あたり11,000円×休業実績(日数)
- 【窓口】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター:0120-221-276

社会保険料及び国税の納付の猶予制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

厚生年金保険

厚生年金保険料を納付することで、事業継続が困難になる等の要件に該当する場合、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所

国税

国税を納付することが困難な場合に、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】国税局猶予相談センター:0120-527-363

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月
(令和2年10月23日更新)
国 税 庁
法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和2年10月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔5月29日更新〕	5
問2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由〔4月16日更新〕	6
問2-2. 法人の期限の個別延長について〔5月29日更新〕	8
問2-3. 中間申告期限の個別延長について〔4月30日追加〕	9
問3. 相続税の期限の個別延長について〔5月29日更新〕	11

<個別延長の対象>

問4. 期限の個別延長の対象となる手続	12
問4-2. 青色申告の承認申請の取扱い〔4月13日追加〕	13
問4-3. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限 の延長について〔5月15日追加〕	15
問5. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	16
問6. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続	16

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問7. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	17
問8. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長	18
問9. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔4月16日更新〕	18

<期限の個別延長の手続>

問10. 個別延長のための申請手続の期限について〔5月29日更新〕	19
-----------------------------------	----

2 納付等の手続関係

問1. 口座からの振替日について〔4月16日追加〕	20
問2. 国税の納付方法について	20
問3. 申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い	21
問4. 期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い	21

<還付申告の取扱い>

問5. 還付申告された方々への還付金の支払時期	21
-------------------------	----

3 納付の猶予制度関係

問1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合 〔4月30日更新〕	22
問2. 新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度 〔7月1日更新〕	23

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問3. 収入が大幅に減少した場合〔6月26日更新〕	24
問4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合〔4月30日更新〕	25
問5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合 〔4月30日更新〕	26

<納付の猶予制度の手続等>

問6. 納付の猶予制度の必要書類について〔4月30日更新〕	27
問7. 担保の提供について〔4月30日更新〕	28

4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

問1. 税務署における申告相談の取扱い〔4月16日更新〕	29
問2. 税務署を利用しない申告相談の方法〔5月29日更新〕	29
問3. 令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について 〔4月16日追加〕	30
問4. 税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応	30

5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い	31
問2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔4月13日追加〕	32
問3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い 〔4月13日追加〕	33
問4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合〔4月30日更新〕	34
問5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合 〔4月13日追加〕	35

問5-2. プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援	〔5月15日追加〕	36
問6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額	〔4月13日追加〕	37
問6-2. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額	〔4月13日追加〕	38
問7. 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期	〔6月12日追加〕	39

<所得税に関する取扱い>

(各種所得の区分と計算)

問8. 個人事業者の事業所得に赤字(損失)が生じた場合の取扱い	〔4月13日追加〕	40
問9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い	〔10月23日更新〕	42
問9-2. 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い	〔5月15日追加〕	45
問9-3. 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い	〔5月15日追加〕	46
問10. 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い	〔5月15日追加〕	48
問11. 日本から出国できない場合の取扱い	〔10月23日追加〕	49
問11-2. 海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる 場合の取扱い	〔10月23日追加〕	50
問11-3. 一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い	〔10月23日追加〕	51
問11-4. 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い	〔10月23日追加〕	52

(所得控除)

問12. マスク購入費用の医療費控除の適用について	〔10月23日追加〕	54
問12-2. PCR検査費用の医療費控除の適用について	〔10月23日追加〕	55
問12-3. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について	〔10月23日追加〕	56

<贈与税に関する取扱い>

問13. 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等 の延長について	〔4月30日追加〕	57
---	-----------	----

<消費税に関する取扱い>

- 問 14. 賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について
〔5月15日追加〕 …………… 58

<租税条約に関する取扱い>

- 問 15. 国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出
できない場合の取扱い〔5月29日追加〕 …………… 59
- 問 15-2. 租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない
場合の取扱い〔5月29日追加〕 …………… 60

6 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

- 問 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
〔4月30日更新〕 …………… 61

<納税の猶予制度の特例>

- 問 2.** 納税の猶予制度の特例〔7月1日更新〕 …………… 62

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

- 問 3.** 欠損金の繰戻しによる還付の特例〔4月30日追加〕 …………… 63

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

- 問 4.** テレワーク等のための中小企業の設備投資税制〔4月30日追加〕 …… 64

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用>

- 問 5. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権
を放棄した観客等への寄附金控除の適用〔4月30日追加〕 …………… 65

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

- 問 6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化〔4月30日追加〕 …………… 66
- 問 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続
〔4月30日追加〕 …………… 67

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

- 問 8. 消費税の課税選択の変更に係る特例〔4月30日追加〕 …………… 68

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

- 問 9. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税〔4月30日追加〕 …………… 69

2 令和2年度の税務調査等について

質問

最近の税務調査の実施 状況はどうなっていますか？

©2020 アンビシャス税理士法人

2 令和2年度の税務調査等について

令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）における当面の調査方針

納税者の個々の事情等を十分に考慮。

納税者の明確な同意があれば調査を実施。

企業がテレワークを実施している場合、必要に応じて調査官と相談し、担当者の
出社日等に合わせてスケジュール調整。調査対応のためだけの出社は求めず。

所得税、法人税、消費税、相続税等で同じ対応

（出典）税務通信3610号 2020年6月22日

©2020 アンビシャス税理士法人

3 年末調整に向けて（税制改正への対応）

質問

改正による年末調整の変更点・ポイントは？

©2020 アンビシャス税理士法人

3 年末調整に向けて（税制改正への対応）

何が変わるのでしょうか？「令和2年分」から適用される税制改正

給与所得控除の引き下げ

基礎控除の引き上げ

所得金額調整控除の創設

配偶諸控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）の見直し 等

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

©2020 アンビシャス税理士法人

アンビシャス会員様へのサービス!!!

西村太一の

無料模擬税務調査（年一回）

貴社の決算資料・元帳等をもとに
指摘されるポイントを想定し、
事前準備の必要項目等をアドバイスします。

あなたの会社が狙われるのはココ！

